

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号、以下「P F I 法」という。）第 7 条の規定に準じて佐久市・北佐久郡環境施設組合 クリーンセンター（ごみ焼却施設）建設・運営事業（以下「本事業」という。）を特定事業として選定したので、同法第 11 条の規定に準じて特定事業の選定に当たっての客観的な評価の結果を公表する。

平成27年5月11日

佐久市・北佐久郡環境施設組合 組合長 柳 田 清 二

佐久市・北佐久郡環境施設組合クリーンセンター（ごみ焼却施設）建設・運営事業 特定事業の選定

1 事業概要

1.1 事業名

佐久市・北佐久郡環境施設組合クリーンセンター（ごみ焼却施設）建設・運営事業

1.1 対象となる公共施設等の種類

廃棄物処理施設

1.2 公共施設等の管理者

佐久市・北佐久郡環境施設組合 組合長 柳田清二

1.3 事業目的

本事業は、佐久市・北佐久郡環境施設組合クリーンセンター（ごみ焼却施設、以下「本施設」という。）の設計・施工及び運営業務を一括で民間に委託し、民間事業者の有する経営能力及び技術的能力の活用により、費用対効果の高い施設建設及び長期間にわたる効率的な施設運営を図ることによって、循環型社会の形成を推進することを目的とする。

1.4 事業内容

本事業は、D B O方式により実施する。本事業の設計・施工業務は、民間事業者単独、又は民間事業者が設立する共同企業体が行うものとする。本事業の運営業務は、民間事業者が設立する特別目的会社が行うものとする。

なお、民間事業者は、30 年間以上の施設使用を前提として設計・施工及び運営を行うこととする。

1) 施設の立地条件

(1) 事業用地

佐久市上平尾字上舟ヶ沢及び棚畑地籍内

(2) 用地面積

約 1.9ha

(3) 土地利用規制

都市計画区域 : 区域区分に定められていない都市計画区域内
(非線引き区域)

用途地域 : 指定なし

防火地域 : 指定なし

高度地区 : 指定なし

建ぺい率 : 60%以下

容積率 : 100%以下

都市施設 : ごみ焼却場（都市計画決定 平成 27 年 7 月予定）

(4) その他

事業用地の周辺道路、敷地状況、地質概要、周辺概要等については、募集要項に示すこととする。

2) 処理対象物

佐久市、軽井沢町、立科町、御代田町、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村及び北相木村で発生し、本施設に搬入する可燃性の家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物等

3) 施設概要

処理対象物を受入れ、焼却処理を行い、処理の過程で発生する熱エネルギーの有効活用を図る高効率の発電設備を備えたごみ焼却施設

4) 年間計画処理量

29,355t/年

5) 施設規模等

110t/日 (55t/日×2 炉)

6) 処理方式

ストーカ式焼却炉

7) 供用開始

平成 31 年 4 月 予定

8) 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

建設期間：契約締結（平成 28 年 3 月 予定）から平成 31 年 3 月末まで
ただし、平成 31 年 3 月 1 日からはごみの全量受入れを行うこと

運営期間：平成 31 年 4 月 1 日から平成 51 年 3 月 31 日までの 20 年間

9) 事業範囲

(1) 本施設の設計・施工に係る業務

① 設計・施工業務

(2) 本施設の運営に係る業務

① 受付業務

② 運転管理業務

③ 維持管理業務

④ 情報管理業務

⑤ 環境管理業務

⑥ 余熱利用及び売電業務

⑦ 防災管理業務

⑧ 関連業務

10) 事業者収入

(1) 本施設の設計・施工に係る対価

佐久市・北佐久郡環境施設組合（以下「組合」という。）は、本施設の設計・施工に係る対価について、施設整備費として建設請負事業者に支払う。支払いは、基本的に出来高に応じて支払うものとする。

(2) 本施設の運営に係る対価

組合は、本施設の運營業務に係る対価について、固定料金と変動料金（処理対象物の処理量等に応じて変動）の構成で委託料として運営期間にわたって運営事業者を支払う。なお、委託料は、年に1回物価変動に基づき改定することができるものとする。

2 特定事業選定の考え方

次の2点を満たす場合、PFI法の手続きに準じて本事業を特定事業として選定する。

- 1) 民間事業者を支払う施設整備費及び運営委託料を含め、事業期間全体における組合の費用の総額について定量的評価（事業期間における公共財政負担の評価）を行い、組合が自ら実施する場合と比較して公共財政負担の削減が見込めること。
- 2) 事業期間全体における事業責任分担及び公共サービスの水準について定性的評価を行い、組合が自ら実施する場合と比較して公共のリスクの低減及び公共サービス等維持若しくは向上が見込めること。

3 組合が自ら事業を実施する場合とDBO方式で実施する場合の評価

3.1 評価方法

本事業をPFI法に準じた事業として実施することにより、事業期間全体における組合の費用負担の縮減を期待できること及び公共サービス等水準の向上を期待できることを特定事業選定の基準とした。具体的には、以下について評価を行った。

・ 定量的評価

事業期間全体における組合の費用の総額（施設整備費、運営委託料等）の評価

・ 定性的評価

民間事業者に移転されるリスクの評価及び公共サービス等水準の評価

・ 上記による総合的评价

なお、組合の費用の総額の算定に当たっては、事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる費用負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

3.2 事業期間全体における組合の費用の総額による定量的評価

1) 算定に当たっての前提条件

本事業において、組合が自ら実施する場合の費用負担額とD B O方式で実施する場合の費用負担額の比較を行うに当たり、その前提条件を次表のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は、比較の際に各々の場合について提供されるサービスは同一の水準であるものと仮定し、かつ民間事業者へ移転されるリスク（リスク調整費）について定量的評価の対象外とした上で、組合が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではなく、また一致するものではない。

表 費用負担額の算定に係る前提条件

項目	組合が自ら実施する場合	D B O方式で実施する場合
事業費	・施設整備費 ・組合人件費 ・運営費 ・契約/運営モニタリング関連費 ・その他施設整備関連費 開業費	・施設整備費 ・組合人件費 ・事業者選定支援業務費用 ・運営委託料 ・契約/運営モニタリング関連費 ・その他施設整備関連費 開業費 建設期間中 SPC 設立・運営費
財源	・一般財源 ・起債 ・交付金	・一般財源 ・起債 ・交付金 ・資本金
事業期間中の収支	・火災共済 ・収入（売電収入）	・火災共済 ・収入（売電収入）
物価上昇率	—※1	
割引率	4.0%※2	

※1 物価上昇率は考慮しない

※2 割引率は「廃棄物処理施設整備事業に係る費用対効果分析について」（衛環第18号平成12年3月10日）より設定

2) 費用負担額の比較

上記の前提条件に基づいて、組合が自ら実施する場合及びD B O方式で実施する場合の費用負担額を事業期間全体において年度別に算定し、現在価値換算額で比較した結果、本事業を組合が自ら事業を実施する場合に比べ、D B O方式で実施する場合は、事業期間全体における費用負担額について、概ね12.9%程度の縮減を期待することができる。

3.3 DBO方式で実施することの定性的評価

本事業においてDBO方式で実施する場合、組合の費用負担額縮減の可能性といった定量的な効果に加え、次のような定性的な効果が期待できる。

1) 民間事業者に移転されるリスクの評価

リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担するという考え方にに基づき、その責任分担を組合と民間事業者との間で明確にすることにより事業の安定性向上につながる。

DBO方式で実施する場合に民間事業者が負担するリスクは、事業者が組合よりも効果的かつ効率的に管理可能であるものを対象としている。

そのため、民間事業者が有するリスク管理及びリスク回避のノウハウを活かすことで、顕在化の抑制、顕在時の被害額の抑制が期待できる。

2) 公共サービス等水準の評価

運營業務においては、これまで単年度で個別に委託していた運營業務を長期かつ包括的に委託することにより、民間事業者は、複数年度にわたる業務改善効果を見込んで効率的に業務に取り組むことが期待できる。

その結果、長期的な視点での業務全体の最適化によるサービス内容の向上が期待できる。

3.4 総合的評価

本事業は、DBO方式で実施することにより、組合自らが実施する場合に比べ、事業期間全体における組合の費用の総額について 12.9%の縮減を期待することができる。

また、効果的かつ効率的なリスクの分担、公共サービス等水準の向上も期待することができる。

以上の結果、本事業をDBO方式で実施することが適切であると認められるため、本事業をPFI法第7条に準じて特定事業として選定する。